

企画グループからのお知らせ

ニツ沼総合公園内リフレッシュ施設及びパークゴルフ場の営業日変更のお知らせ

原油高に伴う燃料費の高騰によりリフレッシュ施設の運営経費が大幅な増加となっております。また、パークゴルフ場のコース内における芝生等の維持の徹底を図るため、年中無休で営業しておりましたリフレッシュ施設とパークゴルフ場の営業日を平成20年2月5日（火）から当分の間、下記のとおり変更させていただくことになりましたのでお知らせいたします。

町民の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

リフレッシュ施設（浴場）

営業日及び営業時間：

土曜日 16時～21時

日曜日 11時～21時

月曜日 11時～21時

※受付は20時まで

休業日：火曜日～金曜日

パークゴルフ場

休業日：毎週火曜日
（祝日の場合は
その翌日）



お問い合わせ先

(株)広野町振興公社 ☎0240-27-2131
総務課企画グループ ☎0240-27-2114（直通）

リフレッシュ施設「無料ご入浴券」のご利用期間のお知らせ

昨年各戸に配布しましたリフレッシュ施設「無料ご入浴券」の有効期限が平成20年3月31日（月）までとなっておりますので、お早めにご利用下さい。

広洋台住宅団地の分譲について

下記区画の分譲申し込みを受付けております。先着順となっておりますので、お早めにお申し込み下さい。

広洋台二丁目1-7 425.44㎡ 11,274,000円

広洋台二丁目1-22 331.81㎡ 8,295,000円

お問い合わせ先

総務課企画グループ ☎0240-27-2114（直通）

●公立大学法人福島県立医科 大学職員採用試験について

公立大学法人福島県立医科大学職員採用試験を左記のとおり実施します。

詳しくは、受験案内をご覧ください。

1 試験を実施する職種及び採用予定人数等

(1) 看護職員

試験職種	採用予定人員
看護	30名程度

※採用予定人員は、2回の採用試験の合計。

(2) 看護職員（日勤勤務）

試験職種	採用予定人員
看護師	15名程度

※採用予定人員は、7回の採用試験の合計。

※採用は、受験案内に記載の採用予定日以降開始されますが、その任期は各職員の育児休業請求期間に応じて採用時に決定されることとなります。

2 試験期日、受験申込受付期間

(1) 看護職員

回数	試験期日	受験申込受付期間
第2回	平成20年2月9日(土)	平成20年1月11日(金)～平成20年1月30日(水)

(2) 看護職員（日勤勤務）

回数	試験期日	受験申込受付期間
第6回	平成20年1月26日(土)	平成20年1月15日(火)～平成20年1月18日(金)
第7回	平成20年2月2日(土)	平成20年1月21日(月)～平成20年1月25日(金)

3 受付窓口及びお問い合わせ先

福島県立医科大学事務局総務グループ
(福島市光が丘1番地)

☎ 024-547-11012

4 受験案内及び受験申込書等

受験案内及び受験申込書等については、県庁、県立医科大学及び県内主要合同庁舎で入手することができます。

また、県立医科大学のホームページ (<http://www.fmu.ac.jp/Welcome.shtml>) からダウンロードすることができます。

なお、ダウンロードするためには、Adobe Readerが必要です。

■この件に関するお問い合わせ先

福島県立医科大学事務局総務グループ

内線18112019

☎ 024-547-11012

産業グループ

●森林の立木を伐採するときには届け出が必要ですよ

立木を伐採するとき、事前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出することが法律で義務づけられています!!

伐採及び伐採後の造林届出はなぜ必要なの？

市町村森林整備計画に従った適切な施業をするためです。

伐採及び伐採後の造林届出は、森林の伐採及び伐採後の造林が市町村森林整備計画に適合して適切に行われ、健全で豊かな森林を作ることができるよう届出していたくものです。

誰が届出を行うの？

森林所有者など、伐採の権原を持つ者です。

たとえば、左記のとおりです。

◆森林所有者（自分で伐採する場合、または請負による伐採の場合）

◆伐採業者などが森林所有者から山林の立木を買い受けて伐採する時は買い受けた人

※なお、伐採する者と伐採後に造林する者が異なる場合は、伐採する者が届出ます。このため、あらかじめ造林する者と造林について話し合い、造林の計画を決めておく必要があります。

届出の時期はいつ？

伐採を始める90日から30日前まで。

届出の提出先は？

伐採する森林がある市町村長。

届出をしないといけないの？

30万円以下の罰金に処せられます。

(森林法第207条)

■詳細は、建設課産業グループ

☎ 27-4163へお問い合わせください。

「ごみステーション」の利用についてのお願い



- ◎収集日以外の日のごみを絶対に出さないでください。
- ◎ごみは収集日の午前8時30分までにし出してください。
- ◎ごみは指定された袋に入れて出してください。
- ◎「ごみステーション」周辺の清掃にご協力ください。